

アフターサービス事項

長期保証

対象・部位・設備	現 象	期間 (年)	備 考
屋根・ベランダ・バルコニー 外壁・屋根又は外壁の 開口部に設ける戸 枠その他の建具(窓・ 雨戸等)	雨漏り	10	<ul style="list-style-type: none"> ・室内への雨漏りに限る ・家具・調度品等の汚損は除く ・スノコ状ベランダは除く ・シーリング材の表面劣化は除く ・枯葉等の異物のつまりによるものは除く
屋根・外壁・壁・柱・床 間仕切壁(構造体力上 必要な部分)・梁	ひび割れ・欠損・破断その他 の変形・傾斜	10	<ul style="list-style-type: none"> ・床下換気孔が住居者により塞がれていた場合は除く ・表面仕上材は除く ・木材の乾燥収縮によるひび割れは除く ・材料特性の異なる構造材又は下地材が接合された部分に発生したひび割れ又は欠損は除く
基礎・基礎杭 (アプローチ・ポーチ・玄関 土間・犬走・テラス・カー ポートは除く)	ひび割れ・欠損	10	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎コンクリートの伸縮によるひび割れ・欠損は除き、構造耐力上影響の有るもの(鉄筋の露出する欠損、鉄筋のさび汁を伴ったひび割れ・欠損及びこれらに準ずるもの)に限る ・土質又は特殊な理由による排水不良によるものは除く

当社の責任外とする事項

1. 第三者に転売及び貸与された場合は、無効になります。
2. 天災など予測できない不可抗力的原因
3. 人為的災害によるもの

短期保証

対象・部位・設備		現 象	期間 (年)	備 考
屋根		屋根材の著しいずれ・ うき・変形・腐食・脱落・破損	2	
軒裏		破損・錆	2	
雨樋		脱落・破損・垂れ下がり・ 著しい腐食	2	・枯葉等の異物のつまりによるものは除く
水切・雨押え		はがれ、うき、著しい腐食	2	・表面劣化は除く
シーリング材		経年変化による物	2	
ベランダ・バルコニー		変形 破損・取付不良	2	・使用中による傷等が原因のさびは除く
外部手摺		破損・取付不良	2	
外部 塗装	金属部	はがれ、ひび割れ	2	
	木部	はがれ	1.5	
間仕切壁(構造耐力上主 要な部分以外の部分)		木造部分の木造の変形・変 質による著しいそり・すきま	2	・木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形は除く
天井			2	・3mm以下のすきは除く
床・階段(仕上げ材)			2	
内装仕上材(壁・床・ 天井)		変形・破損・仕上材の剥離 うき・すき	2	・曇表・きず・汚れは点検確認時のみ ・3mm以下のすきまは除く
防蟻		白蟻損傷	5	・防蟻処理部分のみ
表面結露(壁・床・天井)		結露による損傷	2	・サッシ・室内に面する金属部及びガラス面の 表面結露は除く ・水蒸気の発生しない暖房機の使用を前提とする
内部タイル仕上		仕上部分及び目地部分破損	2	・2mm以下のひび割れは除く
内部 塗装	金属部	はがれ・ひび割れ	1.5	
	木部	はがれ	1	
玄関扉・勝手口扉		破損・作動不良・施錠不能	2	
外側の開口部に設ける戸 枠・網戸その他の建具		変形・破損・作動不良・施錠 不能	2	・ガラスの破損は点検確認時のみ ・網の破損は点検確認時のみ
敷居・鴨居		変形	2	
建具金物		変形・破損・作動不良	2	
造付家具(押入含む)		木造部分の木材の変形 変質により著しいそり・割れ	2	
電 気 設 備	分電盤	配管・配線の接続・支示不良	2	
	配管・配線	破損等		
	スイッチ・コンセント	取付不良・作動不良	2	・電球電池等消耗品は除く
	照明器具・インターホン	接続不良・取付不良		
	火災警報器	作動不良	1	・機器の作動不良はメーカーの保証機関による

対象・部位・設備		現 象	期間 (年)	備 考
給排水設備	給水管	水漏れ・接続不良	2	・パッキン等の消耗品は除く
	排水管(屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分)	水漏れ・排水不良	2	・パッキン等の消耗品は除く
	トラップ	作動不良	2	・パッキン等の消耗品は除く
	給水栓	取付不良・作動不良	2	
給排気設備	煙突	変形・取付不良	2	
	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良	1	・機器使用説明書による維持管理が前提 ・機器の作動不良は、メーカーの保証機関による
ガス・石油設備	配管・栓	ガス管の破損	2	・ゴム管の破損は除く
		ガス栓の取付不良・作動不良		
	設備機器	取付不良	2	・機器使用説明書による維持管理が前提
		作動不良	1	・機器の作動不良は、メーカーの保証機関による
厨房設備		水漏れ・取付不良	2	・機器使用説明書による維持管理が前提
		作動不良	1	・機器の作動不良は、メーカーの保証機関による
衛生設備		排水不良・水漏れ・破損・取付不良	2	・機器使用説明書による維持管理が前提
		作動不良	1	・機器の作動不良は、メーカーの保証機関による
浴槽設備	浴槽その他	排水不良・水漏れ・破損・作動不良	2	
	ユニットバス	取付不良	2	・機器使用説明書による維持管理が前提
		作動不良	2	・機器の作動不良は、メーカーの保証機関による
個別浄化槽		汚水処理槽のひび割れ・水漏れ・破損	2	・入居と管理業者との維持管理契約による維持管理が前提
ポーチ・テラス等		コンクリート部分の著しい沈下不陸・隆起で機能上支障が発生	2	・白華現象及び凍害が原因のものは除く ・ヘアクラックは除く (0.3mm以下)